

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：狭山市

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 88.2% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 89.3% |
| 全職員 | 57.2% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1)役職段階別

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 98.0% |
| 本庁課長相当職 | 98.9% |
| 本庁課長補佐相当職 | 98.6% |
| 本庁係長相当職 | 103.1% |

(2)勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 96.0% |
| 31～35年 | 92.6% |
| 26～30年 | 96.8% |
| 21～25年 | 91.1% |
| 16～20年 | 92.6% |
| 11～15年 | 90.2% |
| 6～10年 | 89.1% |
| 1～5年 | 88.7% |

【説明欄】

- ①扶養手当を受給している常勤職員のうち、85.3%が男性であり、女性職員に比べ、給与単価を引き上げていることから、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。
- ②相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、86.2%が女性であり、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。
- ③勤続年数別では、男性職員に比べ、女性職員の方が新卒での入職者が多く、初任給が低いため、勤続年数が短い程、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。